

保険金・給付金のご請求に必要な書類

保険金・給付金のご請求にあたって、必要な書類をご準備ください。
 必要な書類は、ご請求される保険金・給付金の種類や、保険種類などによって異なります。
 保険金・給付金各請求書の裏面にも必要な書類を掲載しております。あわせてご活用ください。

ご請求に必要な書類

※[○]・・・常に必要です。 [△]・・・場合により必要です。

ご請求内容	死亡	高度障がい	障がい	入院	手術	治療	通院	ご留意点 (下記以外に当社で特に必要書類と認めた書類をご提出いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。)
必要書類								
請求書	○	○	○	○	○	○	○	受取人ご自身で記入・押印ください。印鑑証明書ご提出の場合、請求は実印となります。
死亡証明書または死亡診断書(死体検案書)	○							ご加入後または保険金額増額後1年未満でお亡くなりの方は、当社所定の「死亡証明書」をご提出ください。ただし、監察医または法医学教室発行の死体検案書の場合は代用することができます。
障がい診断書		○	○					当社所定の用紙をご提出ください。
入院・手術・通院等証明書(診断書)				○	○	○	○	当社所定の用紙をご提出ください。ただし、当社の定める条件に該当する場合、簡易なお取扱いができます。
事故状況報告書	△	△	△	△	△	△	△	不慮の事故を原因とする場合、当社所定の用紙をご提出ください。ただし、死亡保険金または高度障がい保険金のご請求で、災害保障特約・傷害特約・災害割増特約・交通災害特約・労働災害保障特約が付加されていない契約の場合は省略できます。
交通事故証明書	△	△	△	△	△	△	△	自動車安全運転センター発行のものです。交通事故を原因とする場合、ご提出ください。ただし、死亡保険金または高度障がい保険金のご請求で、災害保障特約・傷害特約・災害割増特約・交通災害特約・労働災害保障特約が付加されていない契約の場合は省略できます。
被保険者の住民票または戸籍抄(謄)本	△	△						<ul style="list-style-type: none"> 死亡の場合、被保険者の死亡事実の記載のあるものをご提出ください。なお、受取人の戸籍謄本に被保険者の死亡日時および除籍事実の記載がある抄本が掲載されている場合は不要です。 高度障がいの場合、発行後6カ月以内のものをご提出ください。 △・・・請求金額が300万円以下、かつ、受取人名義口座への送金の場合は省略できます。
受取人の戸籍抄(謄)本または住民票 ※発行後6カ月以内のもの	△	△						<ul style="list-style-type: none"> 死亡の場合、被保険者死亡後のものをご提出ください。 受取人が未成年者の場合は受取人本人と親権者(後見人)のものをご提出ください。 △・・・請求金額が1,000万円以下で、かつ、(代表)受取人名義口座への送金の場合は省略できます。ただし、受取人が未成年者、成年被後見人等である場合は省略できません。 △・・・受取人が約款に定める順位者、法定相続人、労働基準法等に定める遺族となる場合は、被保険者と受取人全員の関係がわかる改製原戸籍が別途必要となります。
受取人の印鑑証明書 ※発行後6カ月以内のもの ※法人の場合も発行後6カ月以内のもの	△	△	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 受取人が保険契約者の場合、当社お届け印でご請求の場合は省略できます。 受取人が未成年者の場合、親権者(後見人)のものをご提出ください。 △1・・・請求金額が100万円以下の場合、省略できます。請求金額が300万円以下で、かつ、(代表)受取人名義口座への送金の場合は省略できます。 △2・・・受取人名義口座への送金の場合は省略できます。 △1~2・・・上記にかかわらず、受取人が保険契約者の場合、当社お届け印でご請求の場合は省略できます。ただし、受取人が未成年者、成年被後見人等である場合、または受取人が複数となる場合は省略できません。
在籍証明書	△	△	△	△	△	△	△	[契約者による被保険者管理団体]の場合に限り必要です。

※複数のご契約を同時に請求される場合で提出書類が重複しているときは、各1部で結構です。ただし、請求書を除きます。
 ※診断書や戸籍謄(抄)本など、ご請求に必要な書類のお取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますのでご了承ください。
 ※団体信用生命保険の必要書類については、請求書裏面をご確認ください

※簡易なお取扱いについて

入院・手術給付金などのご請求で所定の基準を満たす場合、**診療明細書**などのご提出と**当社所定の報告書**にご記入いただくことで、**当社所定の診断書のご提出を省略**することができます。
 所定の基準については、当社担当者までお問合せください。